

# 経過措置期間延長のお知らせ

2016年3月



謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の販売名変更による旧販売名品につきまして、2015年12月10日付 厚生労働省告示第465号にて経過措置期間が2016年3月31日までとなっておりますが、2016年3月4日付 厚生労働省告示により下記の通り経過措置期間が延長されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

## 記

### 1. 経過措置期間が延長される品目（2016年3月4日付官報告示）

★チムケント錠 10
チムケント錠 20
ブチブロン錠 10mg

★：統一名収載品のため官報告示はされませんが、延長後の経過措置期間は下記のとおりです。

### 2. 延長後の経過措置期間

**2016年9月30日まで**

#### 【新旧販売名対応表】

旧販売名	新販売名
チムケント錠 10	エピナスチン塩酸塩錠 10mg「日新」
チムケント錠 20	エピナスチン塩酸塩錠 20mg「日新」
ブチブロン錠 10mg	ブチルスコポラミン臭化物錠 10mg「日新」

新販売名の製品につきましては、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上